

入 札 説 明 書

京都府立工業高等学校「教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借」に係る入札公告(令和6年4月19日付け京都府広報。以下「公告」という)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年4月19日(金)
- 2 契約担当者 京都府立工業高等学校 校長 野村 善之
- 3 担当部局 〒620-0804 福知山市字石原小字上野45
京都府立工業高等学校 事務部
電話番号(0773)27-5161
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借 一式
 - (2) 業務の仕様等
京都府立工業高等学校「教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借に係る仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり
 - (3) 納入期限及び借用期間
 - ア 納入期限
令和6年8月31日
 - イ 借用期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日
 - (3) 納入場所
仕様書に指示する場所
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 交付期間
令和6年4月19日(金)から令和6年5月14日(火)まで(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。)とする。
 - (2) 入手方法

ア 原則として、(1)の期間に、京都府立工業高等学校ホームページ
(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-ths/>) からダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口交付を希望する場合は、(1)の期間の午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)に、3の組織に問い合わせの上、入手する
こと。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 京都府立工業高等学校「教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃借」に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格の審査の申請の時期、方法等を定める入札公告に示した京都府立工業高等学校「教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借」に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載されている者であること。
- (2) 一般競争入札参加者参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付期間

5の(1)に同じ。

イ 入手方法

5の(2)に同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

3に同じ。

イ 提出期間

5の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の『令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」』登載事業者で次の業務種目に登録された者については、同名簿登載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

大分類「電気・通信機器類」—小分類「パソコン・ネットワーク機器」

大分類「情報システム開発等」—小分類「システム運用・管理」

大分類「賃貸借」—小分類「コンピューター機器」

(ア) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書（別記第2号様式）

(エ) 営業経歴書（別記第3号様式）

(オ) 過去5年以内の同様の業務に係る実績一覧（情報機器等の取引に関する履行実績調書）（別記第4号様式）

(カ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(キ) 取引使用印鑑届（別記第5号様式）

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第6号様式）

(ケ) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に係る誓約書（別記第7号様式）

(コ) 提案書記載要項に定める提案書一式

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しな

い。

キ 参加資格を有する者の名簿への登載等

6及び7について参加資格があると認定された者は、京都府立工業高等学校「教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借」に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

(3) 確認通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に通知する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月31日(金)午後2時

イ 場所

京都府立工業高等学校 3棟1階コモンホール

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「京都府立工業高等学校教育用コンピュータ等校内ネットワークシステムの賃貸借一式入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う湯合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあつては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加できない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することが出来ない。

ク 入札を希望しない湯合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届けを郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限

令和6年5月30日(木) 午後5時

イ 提出先

〒620-0804 福知山市字石原小字上野45番地
京都府立工業高等学校長

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「令和6年5月31日開札(京都府立工業高等学校教育用コンピュータシステムの貸借一式)入札書在中」と朱書するとともに確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府立工業高等学校長あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。

ただし、当該代理入が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載金額を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動する場合において、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案、その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、見積りは貸借借契約期間(60月)に対する総額とすること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて

行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札。

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札。

エ 委任状を持参しない代理人による入札。

オ 記名押印を欠く入札。

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札。

キ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札。

ク 入札に関し不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札。

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札。

コ その他入札に関する条件に違反した入札。

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

免除する。

12 契約書の作成の要否

要(入札説明会にて配付する契約書(案)により作成するものとする。)

13 その他

(1) この入札の実施については、1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

(3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。